

第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化や人口減少が進む中、高齢者世帯や単身世帯の増加により、社会的孤立や8050問題*、ダブルケア*、ヤングケアラー*などといった様々な課題が生じており、人々の暮らしの中での課題は複雑化・多様化しています。

一方で、社会構造の変化、人々の価値観や考え方、ライフスタイルの多様化等により、人との関わり方が変容しています。その結果、地域社会との関わりを断ち、孤立して生活している人が増加するなど、地域における人と人とのつながりが希薄化しています。

さらに、共働き世帯の増加や高齢化などにより、地域における様々な活動や支援の担い手の確保が難しくなっています。

また、令和元年度末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症によって人々の生活が大きく変化しました。感染拡大防止対策として従来の地域活動等が自粛されたことにより、人のつながりが制限され、社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化してきました。このことは、人と人との絆が重要であること、つながりを実感できる地域づくりが大切であることを再認識するきっかけとなりました。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源（支援関係機関等）が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会*」の実現を目指すこととしています。

本市において、平成31年3月に、「第3次牧之原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に策定し、「市民一人ひとりと地域が創る幸せあふれるまち」を基本理念として、市民のだれもが住み心地のよい暮らしと生きがいを持つ「地域共生社会*」の実現を目指して、様々な事業や取組を実施してきました。

「第3次牧之原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は令和5年度末に計画期間が終了するため、少子高齢化の進行等といった社会経済環境の変化や、社会福祉法*の改正等国や静岡県の動向を踏まえ、令和6年度以降の市の地域福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、牧之原市の実情に応じた「第4次牧之原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

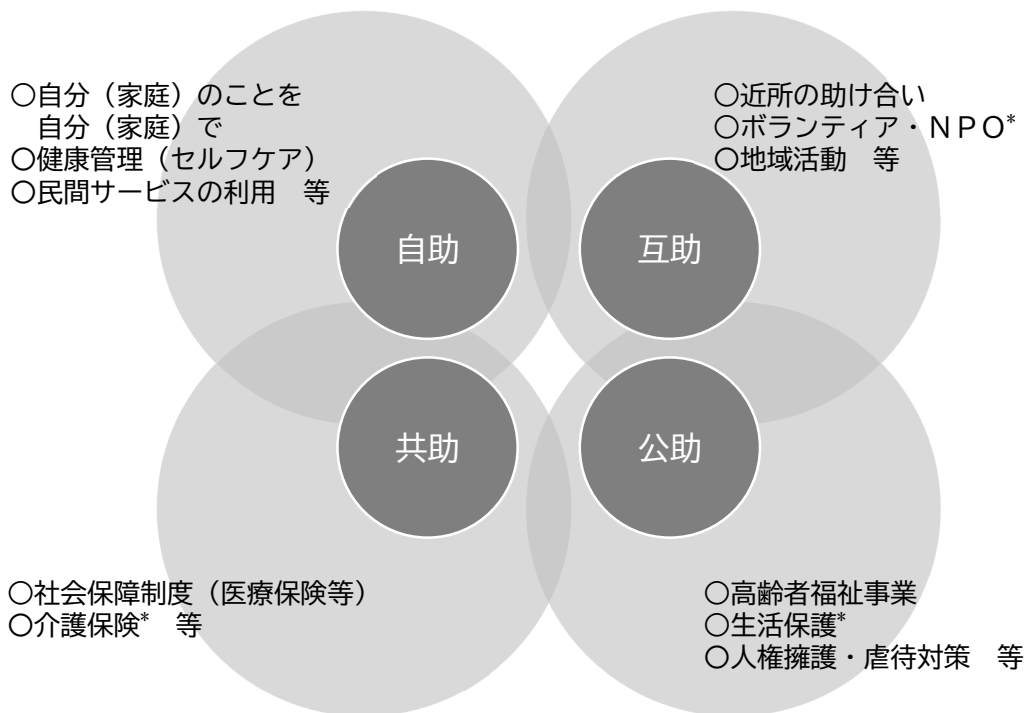
<地域福祉とは>

「福祉」という言葉の本来の意味は「幸せ」です。つまり、「地域福祉」は、地域住民一人ひとりがふだんの暮らしの中で感じるちょっとした問題を、ほんの少しの手助けや気づかいで解決し、より幸せを感じることができる地域にしていくことです。

しかし、一人では解決できない問題も数多くあります。そのような問題は、家族や友人、近隣に住んでいる住民の方、事業所、社会福祉協議会*、行政などと協力して解決方法を考えていかなければなりません。そして、そのための仕組みづくり、基盤整備を進める必要があります。

令和2年に改正された社会福祉法*第4条では、支援を必要とする地域住民が住み慣れた地域で生活を送り、様々な活動に参加することができるよう、地域住民が協力し合わなければならない旨が定められています。

生活課題や地域課題の解決に向けて、自助、互助、共助、公助の考えに基づいて、市民、事業者、関係機関・団体、行政のそれぞれが役割を果たし、連携して取組をしていくことが必要とされています。



2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法*の第 107 条に規定する市町村地域福祉計画であり、本市が今後、地域福祉を推進していくための基本理念や基本目標、施策の方向性等を総合的に定めるもので、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる地域福祉に関する「上位計画」として位置づけられています。また、令和 2 年 6 月の一部改正において、地域生活課題*の解決に資する包括的な支援体制を整備するための重層的支援体制整備事業を行うことができるとされました。本計画においては、今後の本市の重層的支援体制整備事業の在り方についても示しております。

更に、平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度*の利用の促進に関する法律」による「地方成年後見制度利用促進基本計画」、平成 28 年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」による「地方再犯防止推進計画」も一体的に策定しました。

【関連法令 抜粋】

社会福祉法*（抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題*の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題*に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者*自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者*自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題*を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題*の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題*の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項 ※
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※ 下線部は「地域共生社会*の実現のための社会福祉法*等の一部を改正する法律（令和3年4月1日施行）」部分

成年後見制度*の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度*利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度*の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

(2) 関連計画

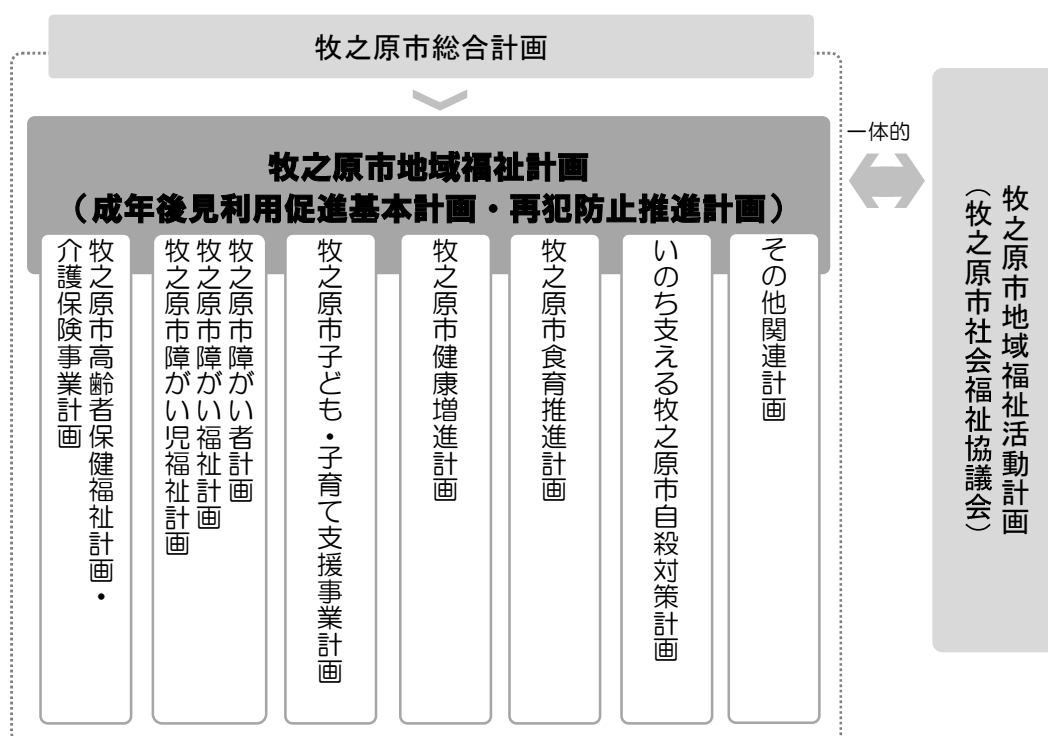
「牧之原市地域福祉計画」は、「第3次牧之原市総合計画*」の下位計画、各福祉分野において策定する計画の上位計画として位置づけます。また、各福祉関連計画との整合を図ります。

「牧之原市地域福祉計画」は、市の地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示し、地域福祉の体制づくりを目指す行政計画です。

一方、「牧之原市地域福祉活動計画」は、牧之原市社会福祉協議会が中心となって社会福祉を目的とする様々な個人や団体、事業所との協働*により、地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

本計画では、「牧之原市地域福祉計画」と「牧之原市地域福祉活動計画」を一体的に策定し、双方の強みを活かして実効性のある計画の推進を図ります。

[位置づけ図]



(3) SDGs (持続可能な開発目標)

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げ、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」* (行動計画)の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴール(目標)と169のターゲットから構成されています。








市では、「第3次牧之原市総合計画*基本構想前期基本計画」の中で、施策の推進に合わせて17の目標の実現に努めており、本計画においても関連する目標の達成に向けて施策を推進していきます。

※ アジェンダ(行動計画)が示す三つの側面

- ① 貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ
- ② エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消など全ての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ
- ③ 地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダ

本計画に関連する目標は17のゴール(目標)のうち以下七つの目標を掲げています。

※施策体系との関連は59ページに記載

| マーク | 目標 | 内容 |
|---|-------------------|---|
|  | 貧困をなくそう | あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる。 |
|  | すべての人に健康と福祉を | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。 |
|  | 働きがいも経済成長も | 働きがいのある人間らしい仕事を推進する。 |
|  | 人や国の不平等をなくそう | 年齢、性別、障害などによる差別をなくし、だれもが平等に暮らせる社会を実現する。 |
|  | 住み続けられるまちづくりを | 人々の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。 |
|  | 平和と公正をすべての人に | 平和でだれもが受け入れられ、すべての人が法や制度で守られる社会をつくる。 |
|  | パートナーシップで目標を達成しよう | 様々な立場の人々が、手を取り合って協力し、目標達成に向かって取り組む。 |

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や大きな制度改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるように、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。